

広島県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	尾道市原田町梶山字金光三〇二番一地从先から 尾道市原田町梶山字金光三〇五番一地从先まで	平成二十五年四月二十五日